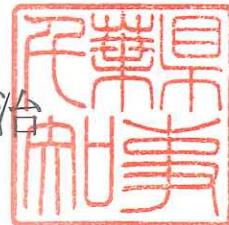


令和元年 6月17日

(株) 進富

日色 大輔 様

千葉県知事 鈴木栄治



特定 建設業の許可について (通知)

平成 31 年 4 月 22 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第 3 条第 6 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号 千葉県知事 許可(特一1) 第 46903 号

許可の有効期間 令和元年 6 月 18 日から 令和 6 年 6 月 17 日まで

建設業の種類

建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工工事業
石工事業	屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業
鉄筋工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業
防水工事業	内装仕上工事業
熱絶縁工事業	建具工事業
解体工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 6 年 5 月 18 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)